

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇告示 字の区域の変更(市町村振興課)
字の区域の変更等(〃)
保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良区の定款の変更(農村整備課)
土地改良法による換地処分(二件)(〃)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)
保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告示

鳥取県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉岡地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十月一日現在の地番による。)
双六原字道免	双六原字道免のうち一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 双六原字河内坂二三、二四の一部、二四の一、二五の一、二五の二の一部、二五の三、二六の一部、二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二、二二、二二の一と一体をなす国有地の一部 双六原字道久四九の一部、四九の一の一部、四九の二、五六の一の一部、五七
双六原字河内坂	双六原字河内坂のうち二三、二四の一部、二四の一、二五の一から二五の三まで、二六の一部、二六の一、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二、二二、二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 双六原字茶山三九の一部

<p>双六原字茶山</p>	<p>双六原字茶山のうち三九、四〇の一部、四三の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>双六原字道久</p>	<p>双六原字道免一〇の二と一体をなす国有地の一部 双六原字河内坂二五の二の一部、二六の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地 双六原字茶山三九の一部、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 双六原字道久のうち四九の一部、四九の一の一部、四九の二、五六の一の一部、五七及び五三、五四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 双六原字村土居八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>双六原字村土居</p>	<p>双六原字茶山四〇の一部、四三の一部、四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の二と一体をなす国有地の一部 双六原字道久五三、五四の一と一体をなす国有地の一部 双六原字村土居のうち八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>双六原字畑田</p>	<p>双六原字畑田のうち一六四の一部、一六五の一の一部、一六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の一の一部、一六五の三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 双六原字梅木谷口一八〇の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一七九の一と一体をなす国有地の一部 双六原字四反田二〇二の二の一部</p>

<p>双六原字梅木谷 □</p>	<p>双六原字梅木谷口のうち一七八の一部、一八〇の一、一八二の一から一八二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七八の一部、一七九の一、一八二の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>双六原字梅木谷 奥</p>	<p>双六原字梅木谷口一七八と一体をなす国有地の一部 双六原字梅木谷奥のうち一八四と一体をなす国有地の一部以外の区域 双六原字梅木谷口東分一九〇の一の一部、一九三の一部、一九四の一部</p>
<p>双六原字梅木谷 □東分</p>	<p>双六原字梅木谷口一七八の一部、一八二の一から一八二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七八の一部、一八二の二の一部と一体をなす国有地の一部 双六原字梅木谷奥一八四と一体をなす国有地の一部 双六原字梅木谷口東分のうち一九〇の一の一部、一九三の一部、一九四の一部以外の区域</p>
<p>双六原字四反田</p>	<p>双六原字畑田一六四の一部、一六五の一の一部、一六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の一の一部、一六五の三の一部と一体をなす国有地の一部 双六原字四反田のうち二〇二の二の一部、二一一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二一一の一、二一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>双六原字柿木谷 □</p>	<p>双六原字四反田二一一の三及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二一〇の一、二一一の二と一体をなす国有地の一部 双六原字柿木谷口の全域 双六原字柿木谷奥二四五、二四六と一体をなす国有地の一部</p>

双六原字柿木谷奥	双六原字柿木谷のうち二四五、二四六と一体をなす国有地の一部以外の区域
双六原字柿木谷	双六原字柿木谷のうち三九五の五の一部、三九五の六の一部以外の区域
妙徳寺字畑田	妙徳寺字畑田のうち三三九の一部、三三〇の一部、三三一、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三二の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
妙徳寺字長通り	妙徳寺字長通り三三八の二の一部、三五二の二の一部、三五四の一部、三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
妙徳寺字畑田	妙徳寺字畑田三二九の一部、三三〇の一部、三三一、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三二の二の一部と一体をなす国有地の一部
妙徳寺字長通り	妙徳寺字長通りのうち三三八の二の一部、三五二の二の一部、三五四の一部、三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九

十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二十一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成五年三月十日現在の地番による。）
赤松字中横原	赤松字中横原のうち五七二の三五一の一部、五七二の三五二の一部、五七二の三五四から五七二の三五六までの一部、五七二の五一四の一部以外の区域
赤松字下横原	赤松字下横原二四五九の一三三の一部
赤松字笹谷	赤松字笹谷のうち二四一五の一から二四一五の六まで以外の区域
赤松字塔ノ谷	赤松字塔ノ谷のうち二四二六の二から二四二六の四まで以外の区域
赤松字塔ノ峯	赤松字佐川二四一九の二の一部、二四一九の四の一部、二四一九の六の一部、二四二〇の二の一部、二四二〇の二、二四二〇の三の一部、二四二〇の四、二四二〇の五の一部、赤松字塔ノ谷二四二六の二の一部
赤松字一ノ谷山	赤松字塔ノ峯のうち二四二七の一〇の一部以外の区域
赤松字下横原	赤松字一ノ谷山二四二九の一、二四二九の二及び二四二九の二と一体をなす国有地
赤松字下横原	赤松字下横原二四五九の一五一の一部、二四五九の一五二

廃止する字の名称

赤松字向沢谷 赤松字佐川山

赤松字下横原

赤松字一ノ谷山

の一部、二四五九の一六六の一部、二四五九の一七五から二四五九の一七七まで、二四五九の一八六、二四五九の一八七、二四五九の三一五、二四五九の四二二の一部

赤松字一ノ谷山のうち二四二九の一、二四二九の二及び二四二九の一と一体をなす国有地以外の区域

赤松字中横原五七二の三五二の一部、五七二の三五二の一部、五七二の三五四から五七二の三五六までの一部、五七二の五一四の一部

赤松字笹谷二四一五の一から二四一五の六まで

赤松字向沢谷の全域

赤松字佐川山二四一九の一の一部、二四一九の二、二四一九の三、二四一九の四の一部、二四一九の五、二四一九の六の一部、二四二〇の一の一部、二四二〇の三の一部、二四二〇の五の一部、二四二〇の六

赤松字塔ノ谷二四二六の二の一部、二四二六の三、二四二六の四

赤松字塔ノ峯二四二七の一〇の一部

赤松字下横原のうち二四五九の一三三の一部、二四五九の一五一の一部、二四五九の一五二の一部、二四五九の一六六の一部、二四五九の一七五から二四五九の一七七まで、二四五九の一八六、二四五九の一八七、二四五九の三一五、二四五九の四二二の一部以外の区域

鳥取県告示第二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目四八	平成六年一月十一日
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成六年一月十四日
野嶋整形外科外科医院	米子市二本木四九二―三	平成六年一月十六日
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	"
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾一九四四―二	"
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一―一	平成六年一月五日
中部薬局赤碓店	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八―一	平成六年一月十六日

鳥取県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、庄内土地改良区の定款の変更を平成六年一月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る吉岡地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十一号

溝口町が行う土地改良事業に係る焼杉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目地区北平工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	泊 村	土地改良事業の名称	工事完了年月日
宇谷地区 土地改良 事業共同 施行	"	地区再編農業構造改善事業園地区ほ場整備	昭和五十九年十二月二十日
"	"	地区再編農業構造改善事業筒地地区農用地造成	昭和六十二年十月二十日
"	"	地区再編農業構造改善事業筒地地区区画整理	昭和六十二年三月二十日
"	"	地区再編農業構造改善事業筒地地区農道整備	平成二年十二月二十五日
"	"	地区再編農業構造改善事業石脇地区農道整備	平成三年八月十日
"	"	地区再編農業構造改善事業小浜地区農用地造成	平成四年十二月二十日
"	"	農地農業用施設災害復旧事業石脇地区区画整理	昭和六十三年十月三十一日
"	"	非補助事業宇谷地区区画整理	平成五年三月三十日

鳥取県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	日南町	土地改良事業の名称	工事完了年月日
		農村総合整備モデル事業日南（三田所団地）地区区画整理	平成五年三月二十日

鳥取県告示第三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年八月十八日 鳥取県指令受米土維第四百九十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市大谷町
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市加茂町一丁目一
米子市長 森田隆朝

鳥取県告示第三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に
より告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年十月七日 鳥取県指令受都計三一三第三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市秋喜字堂田及び字島田前
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七
ミサワホーム鳥取株式会社
代表取締役 金澤泰治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年一月十八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ドリーム・グランプリV	奥村遊機株式会社
〃	フリークアサト	〃

〃	テトラス8	〃
〃	スマイル	ヤルホン工業株式会社
〃	恐竜天国	豊丸産業株式会社
〃	バーゲイン天国	〃
〃	CRバスーカ	株式会社三洋物産
〃	CRセゾンアップ	〃
〃	スタジアムGⅢ	〃

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年2月1日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出していただく。

平成6年1月18日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

1 法第5条第1項の届出に係るもの

届出者の名称及び住所	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	開 店 日	店舗面積	主として販売する物品の種類
株式会社原徳チェーン本部 鳥根県安来市赤江町1448—1	原徳チェーン花園店 米子市花園町37	平成6年6月8日	725㎡	食料品、雑貨、その他

2 法第6条第2項の届出に係るもの

届出者の名称及び住所	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	現在の店舗面積	増加しようとする店舗面積	店舗面積を増加する日
有限会社リビンゲン山根 西伯郡岸本町大敷684—1	リビンゲン山根 西伯郡岸本町大敷684—1	500㎡	1,706㎡	平成6年6月8日